

高知県地域総合整備資金貸付要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、県が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付業務の実施に当たりその基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

第2章 貸付条件等

(貸付対象費用)

第2条 貸付けの対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。）

(貸付対象事業)

第3条 貸付けの対象となる事業は、県が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業（以下、「地域脱炭素化促進事業」という。）、同法第36条の25第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動（以下「支援対象事業活動」という。）及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって県が地域振興の観点から特に支援が必要であると認める場合にあっては1人以上）の新たな雇用の確保が見込まれるもの

- (3) 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの

2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は、原則として貸付対象から除外するものとする。

- (1) 第三者に売却し、又は分譲することを予定する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設

(貸付対象者)

第4条 貸付けの対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

(貸付額)

第5条 県は、毎年度予算に定める額の範囲内において貸付けを行うものとする。

2 第3条に規定する貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）1件当たりの貸付額は、100万円以上とし、80億円を限度とする。

3 貸付対象事業1件当たりの第2条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業

の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額（用地取得費を第2条第1号に規定する設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として同号に規定する費用に算入することができるものとする。）の50パーセントを限度とする。

- 4 貸付対象事業1件当たりの第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業1件当たりの貸付額の総額の20パーセント（貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては、50パーセント）未満とする。
- 5 地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいい、次項及び第7項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第2項の適用については、同項中「80億円」とあるのは「100億円」と読み替えるものとする。
- 6 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその近隣市町村において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第2項及び第3項の適用については、第2項中「80億円」とあるのは「120億円」と、第3項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と読み替えるものとする。
- 7 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携市町村において、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第2項及び第3項の適用については、第2項中「80億円」とあるのは「120億円」と、第3項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と読み替えるものとする。
- 8 地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第2項及び第3項の適用については、第2項中「80億円」とあるのは「120億円」と、第3項中「50パーセント」とあるのは、「60パーセント」とする。
- 9 1件当たりの貸付額は、100万円未満の端数を付けないものとする。

（貸付利率）

第6条 貸付利率は、無利子とする。

（貸付対象期間）

第7条 貸付対象期間は、4年以内とする。

（償還期間等）

第8条 貸付金の償還期間は、20年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

（償還方法等）

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

（債権の保全等）

第10条 知事は、貸付に係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保

証人の連帯保証を徴するものとする。

(貸付けの方法)

第 11 条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

(遅延利息)

第 12 条 借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年 14 パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第 13 条 借入人は、次のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

- (1) 借入人若しくは保証人が支払を停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (2) 借入人又は保証人が手形交換所又は電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 2 項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- 2 借入人は、次のいずれかに該当する場合で、知事が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。
 - (1) 借入人が、県が定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。
 - (2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - (3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。
 - (4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。
 - (5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。
 - (6) 借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。
 - (7) 借入人に関して他の債務のため仮差押え、保全差押え若しくは差押えがあったとき又は競売の申立てがあったとき。
 - (8) 借入人が解散したとき。
 - (9) 保証人が前 3 号に定める事由のいずれかに該当したとき。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、県において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第 3 章 貸付手続等

(事前協議)

第 14 条 地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、県に借入申込みを行う前にあらかじめ貸付対象事業が実施される地域の市町村に別記様式 2 による事業計画書（以下「事業計画書」という。）を提出するものとする。ただし、貸付対象事業 1 件当たりの貸付金が 20 億円を超える場合又は貸付対象事業の効果が複数の市町村に及ぶ場合は、直接県に借入申込みを行うものとする。

- 2 前項ただし書の適用については、第 5 条第 5 項の地域再生計画認定地域において実施される貸付対象事業にあっては、「20 億円」とあるのは「25 億円」と、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域又は離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項

に規定する離島振興対策実施地域において実施される貸付対象事業にあつては、「20 億円」とあるのは「24 億円」と、第 5 条第 6 項の定住自立圏形成協定又は定住自立圏共生ビジョンに基づく取組みに関連して実施される貸付対象事業、同条第 7 項の連携中枢都市圏形成に係る連携協約又は連携中枢都市圏ビジョンに基づく取組みに関連して実施される貸付対象事業及び同条第 8 項の地域脱炭素化促進事業にあつては、「20 億円」とあるのは「30 億円」と読み替えるものとする。ただし、過疎地域又は離島振興対策実施地域であつて、かつ地域再生計画認定地域において実施される貸付対象事業にあつては、「20 億円」とあるのは「30 億円」と読み替えるものとする。

- 3 第 1 項の規定による事業計画書の提出を受けた市町村は、当該貸付対象事業の実施に伴う地域の振興効果等について検討を行うとともに、市町村における貸付けの取扱いについて県に協議するものとする。
- 4 市町村は、前項に規定する県との協議の結果を申請者に回答するものとする。

(借入申請)

第 15 条 申請者は、別記様式 1 による借入申込書及び事業計画書に次に掲げる書類を添えて、県に申込みを行わなければならない。

- (1) 別記様式 3 による事業者概要書
- (2) 別記様式 4－1 による設備投資等及び資金調達計画書並びに様式 4－2 による設備投資等及び資金調達計画書付表
- (3) 別記様式 5 による年度別損益・資金収支計画書
- (4) 過去 3 期分の損益計算書及び貸借対照表
- (5) 別記様式 6 による連帯保証予定者の意見書
- (6) 別記様式 8 によるふるさと融資償還計画表
- (7) 前各号に掲げるもののほか、貸付審査に当たり必要な補足資料

(貸付けの決定)

第 16 条 知事は、地域総合整備資金の貸付決定に当たって、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査及び検討を参考にするものとする。

(貸付決定の通知等)

第 17 条 知事は、地域総合整備資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、別記様式 7 による地域総合整備資金貸付決定通知書を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、この旨を通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し)

第 18 条 知事は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定に基づき貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考にするものとする。
- 3 前条の規定は、第 1 項の処分をした場合に準用する。

(貸付金の交付)

第 19 条 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結の後、一括して、知事の指定する借入人名義金

融機関口座への振込みの方法により行う。

第4章 貸付金の管理

(貸付金の管理)

第20条 知事は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。

第5章 事務の委託

(貸付け等に係る事務の委託)

第21条 知事は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

(委託事務の手続)

第22条 知事は、前条の規定により財団に事務の委託を行う場合は、財団と委託契約を締結するものとする。

附 則

(過疎地域等における貸付額の特例)

第1条 令和13年3月31日までの間は、第14条第2項の過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業(第5条第6項及び第7項に該当する場合を除く。)に係る第5条第2項、第3項及び第5項の適用については、同条第2項中「80億円」とあるのは「96億円」と、同条第3項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第5項中「100億円」とあるのは「120億円」と読み替えるものとする。

(離島振興対策実施地域における貸付額の特例)

第2条 令和15年3月31日までの間は、第14条第2項の離島振興対策実施地域(第5条第6項及び第7項に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第2項、第3項及び第5項の適用については、同条第2項中「80億円」とあるのは「96億円」と、同条第3項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第5項中「100億円」とあるのは「120億円」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第3条 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(第5条第6項及び第7項に該当する場合を除く。)又は同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域若しくは同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域(第5条第6項及び第7項に該当する場合を除く。)において、令和2年度以前に貸付決定をした貸付対象事業に係る第5条第2項、第3項及び第5項の適用については、同条第2項中「80億円」とあるのは「96億円」と、同条第3項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第5項中「100億円」とあるのは「120億円」と読み替えるものとする。

この要綱は平成元年9月1日から施行する。

この要綱は平成2年4月2日から施行する。

この要綱は平成6年8月1日から施行する。

この要綱は平成8年4月1日から施行する。
この要綱は平成9年4月1日から施行する。
この要綱は平成11年4月1日から施行する。
この要綱は平成12年4月1日から施行する。
この要綱は平成17年9月1日から施行する。
この要綱は平成18年4月1日から施行する。
この要綱は平成19年4月1日から施行する。
この要綱は平成19年5月11日から施行し、同年4月1日から適用する。
この要綱は平成20年7月11日から施行し、同年4月1日から適用する。
この要綱は平成21年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。
この要綱は平成22年8月26日から施行し、同年4月1日から適用する。
この要綱は平成25年10月15日から施行し、同年4月1日から適用する。
この要綱は平成27年10月15日から施行し、同年4月1日から適用する。
この要綱は平成28年9月28日から施行し、同年4月1日から適用する。
この要綱は令和元年5月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
この要綱は令和3年6月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
この要綱は令和5年5月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
この要綱は令和6年5月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。